

“第52回 京滋合同特別セミナー”のご案内

主催：京滋知的財産権協議会
一般社団法人京都発明協会

標記セミナーを開催いたします。

万障お繰り合わせの上、多数ご参加頂きますようご案内申し上げます。

記

日時	平成28年12月9日(金) 14:00～19:00 (受付13:30～)		
会場	講演会：京都テルサ 東館3階 大会議室 懇親会：京都テルサ 東館1階 レストラン「朱雀」 京都市南区東九条下殿田町70番地 (新町通九条下ル 京都府民総合交流プラザ) TEL：075-692-3400 ● 交通アクセス ※次ページをご参照ください。		
(14:00～14:20)	挨拶	京滋知的財産権協議会 会長	畑下 眞廣 氏
(14:20～15:50)	講演 I	「知財をおもしろく・わかりやすく伝える方法～知財部が目指す知財教育～」	
	講師	コスモス特許事務所	パートナー弁理士 富澤 正 氏
			※ご講演の概要につきましては、次ページをご参照ください。
(15:50～16:00)	休憩		
(16:00～17:30)	講演 II	「均等論を考える…知財高裁大合議判決を契機として」	
	講師	桜坂法律事務所	弁護士 古城 春実 氏
			※ご講演の概要につきましては、次ページをご参照ください。
(17:40～19:00)	懇親会		
定員	100名		
参加費	京都発明協会会員 4,000 円 非会員 5,000 円 ※当日、会場受付にて申し受けます。 ※参加費は、講演会のみご参加、また、前日・当日のキャンセルの場合も必要です。		
申込先	11月25日(金)迄に、郵送・FAX 又は E-mailにて下記宛お申し込み下さい。 ※定員となりました時点で受付を終了することがございますので、お早目にお申し込み下さい。 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク内 京都府産業支援センター2階 京都発明協会 宛 FAX：075-321-8374 TEL：075-315-8686 E-mail：hatsumei@ninus.ocn.ne.jp ※E-mail でお申込の場合は、下記参加申込事項を明記して、件名に「京滋セミナー申込」とご記入下さい。 ※E-mail でお申込の方のみ、受信確認の返信をいたします。 ※FAXでお申込の方には、定員となり受付できない場合のみご連絡を申し上げます。		

幹事会社：京セラ株式会社 三洋化成工業株式会社

参加申込書

平成28年 月 日

京都発明協会 宛

第52回 京滋合同特別セミナーに参加を申し込みます。

ふりがな

企業・団体名

計 名

該当する番号を丸印で囲んでください。

(①京都発明協会 会員の方 ②①以外で幹事会社の方 ③その他の方)

(1) 所属

ふりがな

氏名

電話 () — FAX () —

E-mail @

(2) 所属

ふりがな

氏名

電話 () — FAX () —

E-mail @

※必要事項をご記入のうえ、切り取らず、このまま郵送して頂くか、FAXにてご送信下さい。また、E-mailでお申し込みの場合は、この参加申込書の記載事項について明記して下さい。受講証は発行しませんので、当日、直接会場へお越し下さい。
※この申込書にご記入頂きましたご所属・お名前等をもとに参加者リストを作成し、当日、会場にて参加者にお配りさせていただきます。
※参加者の方に講演資料の電子データをご提供することはできませんので、ご了承下さい。

ご講演の概要

(14:20～15:50) 講演Ⅰ 「知財をおもしろく・わかりやすく伝える方法～知財部が目指す知財教育～」

- 知的財産の重要性を伝えられるのは、知財部の方しかいません！技術者が知財講習で聞きたいのは重要な知財の情報はもちろんですが、必要なこと、それは…「オモシロ話」です！
大人の面白いワハハと笑わせることではありません。知的好奇心をくすぐるような「ほ～」「へ～」と思わせる話をするのです。
セミナーでは知的財産権のオモシロ話をどのように作るのかを体系的にお伝えします。

講 師 コスモス特許事務所 パートナー弁理士 富澤 正 氏

(講師経歴)

- 名古屋工業大学大学院修了、2008年弁理士登録。
弁理士受験予備校での講師、企業内の技術者向けの知財講習、各地商工会議所等での知財講演等、年間50回以上の講師活動を通して知的財産の重要性を伝えている。
「社長、その商品名、危なすぎます！」（日本経済新聞出版社）、「理系のための特許法・実用新案法」（中央経済社）を出版。中部経済新聞にて「みんなの特許」を掲載中。

(16:00～17:30) 講演Ⅱ 「均等論を考える…知財高裁大合議判決を契機として」

- 均等論は、学説上長らく論議され、平成10年のボルスプライン事件最高裁判決によって初めてその均等の成立要件（いわゆる均等の5要件）が明らかにされました。その後も、均等の成立要件については種々論議されてきたところですが、知財高裁は、平成28年3月25日の大合議判決で、「ビタミンDおよびステロイド誘導体の合成用中間体およびその製造方法」の特許の侵害事件において、均等の第1要件（非本質部分）及び第5要件（意識的除外等）について、一般論を含めた詳細な判示をしました。
今回はこの判決を契機に、均等論の要件や適用について、侵害論全体の位置づけの中で改めて考えてみたいと思います。

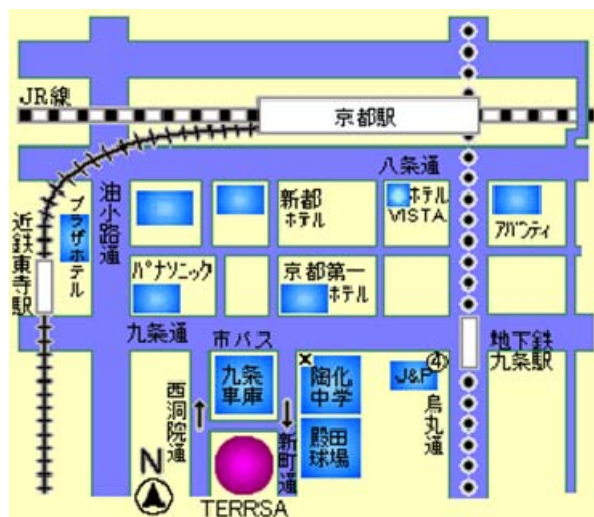
講 師 桜坂法律事務所 弁護士 古城 春実 氏

(講師経歴)

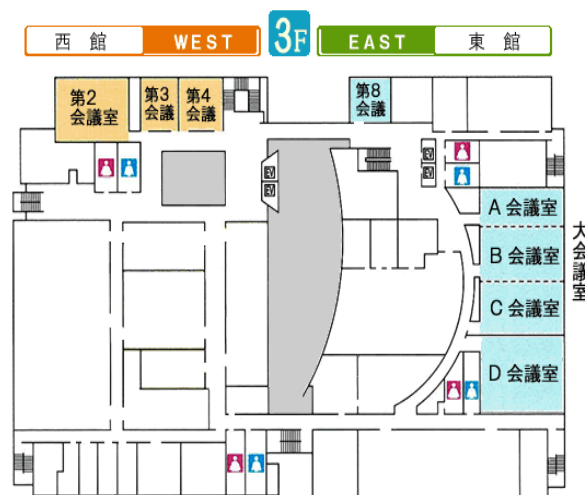
- 1974年 東京大学法学部卒業
- 1976年 弁護士登録
- 1983年 バージニア大学ロースクール LL.M
- 2001年～2005年 判事（東京高等裁判所：知的財産権部）
- 2005年～ 弁護士

会場（京都テルサ）のご案内

【会場までのアクセス】



【会場：東館3階 大会議室】



- JR「京都駅（八条口西口）」より 南へ 徒歩約15分
- 近鉄「東寺駅」より 東へ 徒歩約5分
- 地下鉄「九条駅4番出口」より 西へ 徒歩約5分
- 有料地下駐車場有り（180台：最初の1時間420円、その後30分毎に210円加算）
※お車でご参加の方の飲酒運転は、厳にお断りいたします。